

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○告示(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)(6・1揭示)	1
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(薬務衛生課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定(建築指導課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(2件)(農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可()	2
○県営土地改良事業の計画の変更(農地中間管理事業)()	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体の指定の届出	3
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者(6・1揭示)	3

告 示

高知県告示第568号の2

令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(1)中「8.4トン」を「8.036トン」に改め、2の(2)中「6.5トン」を「1.305トン」に改め、2の(3)中「6.276トン」を「0.538トン」に改め、2の(4)中「9.321トン」を「1.067トン」に改め、2の(5)中「10.428トン」を「0.933トン」に改め、2の(6)中「12.546トン」を「0.433トン」に改め、2の(7)中「25.587トン」を「1.11トン」に改め、2の(8)中

「34.63トン」を「3.909トン」に改め、2の(9)中「40.649トン」を「4.848トン」に改め、2の(10)中「58.811トン」を「4.219トン」に改め、2の(11)中「57.929トン」を「4.375トン」に改める。

3の(1)中「0.6トン」を「0.243トン」に改め、3の(2)中「3.0トン」を「3.017トン」に改め、3の(3)中「4.683トン」を「5.607トン」に改め、3の(5)中「0.033トン」を「0.071トン」に改め、3の(6)中「0.762トン」を「0.142トン」に改め、3の(7)中「1.02トン」を「0.238トン」に改め、3の(8)中「1.504トン」を「0.839トン」に改め、3の(9)中「3.199トン」を「1.213トン」に改め、3の(10)中「4.33トン」を「7.695トン」に改め、3の(11)中「0.126トン」を「1.538トン」に改める。

高知県告示第584号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を令和4年6月14日付けで次のとおり行った。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
令和5年1月29日(日)
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間
令和4年12月7日(水)から令和5年1月13日(金)まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第585号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 清王新田貝ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町春遠字川原田1062番1地先から幡多郡大月町春遠字川原田1059番1地先まで	前	5.5 }	193
	後	7.3 }	
		19.2	

高知県告示第586号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香美市土佐山田町百石町二丁目	13番4	4.91	34.90	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	川谷 希明	安芸市川北乙1723番地22
〃	川谷 典男	〃 〃 211番地
〃	安岡 久志	〃 〃 553番地
〃	川竹 一義	〃 〃 992番地
〃	川竹 博生	〃 〃 1226番地

監事 川谷 守 // // 282番地
 // 川竹 實 // // 1196番地
 (就任)
 理事 川谷 希明 安芸市川北乙1723番地22
 // 門脇 陽盛 // // 1448番地1
 // 川谷 成秀 // // 190番地
 // 川谷 恭生 // // 591番地
 // 川竹 一義 // // 992番地
 監事 川竹 實 // // 1196番地
 // 川谷 康 // // 195番地
 // 山崎 史世 // 庄之芝町6番1号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、田野町土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司
 役名 氏名 住所

(退任)
 理事 山脇 幾男 安芸郡田野町1286番地
 // 松田 悌秀 // // 1948番地
 // 桑名 敏 // // 394番地
 // 岩崎 章 // // 2246番地
 // 坂本 祐二 // // 3193番地
 // 牛窓 博文 // // 572番地
 // 平高 正則 // // 2868番地1
 // 岸野 学 // // 580番地
 // 西山 和男 // // 4651番地8
 // 公文 和昭 // // 529番地1
 // 西山日出男 // // 269番地1
 // 山本 秀俊 // // 1504番地2
 // 山本 博夫 // // 2765番地1
 監事 田中 繁穂 // // 604・605・606合番地
 // 濱渦 昭彦 // // 1422番地5
 // 岸野 隆志 // // 1326番地
 (就任)
 理事 山脇 幾男 安芸郡田野町1286番地
 // 松田 悌秀 // // 1948番地
 // 桑名 敏 // // 394番地
 // 岩崎 章 // // 2246番地
 // 坂本 祐二 // // 3193番地
 // 牛窓 博文 // // 572番地
 // 平高 正則 // // 2868番地1
 // 岸野 学 // // 580番地

// 黒岩 健一 // // 23番地
 // 山本 清治 // // 1325番地
 // 西山 和則 // // 2354番地2
 // 有働 龍大 // // 18番地2
 // 桑名 良学 // // 527番地
 監事 田中 繁穂 // // 604・605・606合番地
 // 濱渦 昭彦 // // 1422番地5
 // 坂本 輝男 // // 3146番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安芸市川北江川土地改良区の定款の変更を令和4年6月1日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、県営土地改良事業(影野地区農地中間管理機構関連農地整備事業(区画整理))の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年6月14日から同年7月12日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

 選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
公文なおき後援会	公文 直樹	公文 直樹	香美市物部町大栃1109	令和4年4月1日
宮本なおき後援会	宮本 直樹	宮本 勝	高知市長浜4580-2	令和4年4月18日
川村ふとし後援会	原 元晴	川村 太志	長岡郡本山町寺家217-8	令和4年4月22日
徳広洋子後援会	徳広 洋子	徳広 昭夫	安芸市港町二丁目3-36	令和4年4月22日
中平まい後援会	福留 康正	石川 智	香美市土佐山田町東本町二丁目1-32	令和4年4月27日
森光かずはる後援会	森光 一晴	森光 一晴	須崎市大谷1372	令和4年4月27日
上岡けいすけ後援会	上岡 啓介	上岡 啓介	南国市大桶乙686-5	令和4年4月28日

高知県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県電気通信支部 (足達 裕昭)	氏原 功	異動なし	香南市赤岡町552-1	令4・4・15
新				足達 裕昭	
旧	自由民主党高知県林業土木支部 (山下 政司)	異動なし	異動なし	高知市升形2-15	令4・4・15
新				高知市丸ノ内一丁目7-36	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	松浦伸後援会 (中川 英治)	篠田 定亀	松浦 和人	異動なし	令4・3・28
新					
旧	日本薬業政治連盟高知県支部 (藤田 秀修)	異動なし	江戸 譲二	異動なし	令4・4・1
新					

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	尾崎正直後援会 (西山 昌男)	異動なし	異動なし	高知市六泉寺町9-1-2 F	令4・4・11
新				高知市棧橋通三丁目-25-31	
旧	岡崎くに子後援会 (岡崎 邦子)	異動なし	浜田 小夜子	異動なし	令4・4・8
新					
旧	畠中拓馬後援会 (畠中 拓馬)	異動なし	松村 貢一	香南市野市町東野995-1-2	令4・4・18
新					

高知県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党高知県第八支部	尾崎 正直	令4・4・11

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
香南市の思いを県政へ届ける会	乾 貴博	令4・4・18

西森盛幸後援会	川上 信幸	令4・3・30
---------	-------	---------

高知県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
資金管理団体

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
徳広 洋子	安芸市議会議員	徳広洋子後援会	安芸市港町二丁目3-36	令4・4・14

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月1日（揭示済）

高知県監査委員 下村 勝幸
同 金岡 佳時
同 奥村 陽子
同 五百藏 誠一

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
武内 良平 高知市佐々木町55番地 キアラ104号
中西 法貴 高知市小津町4-30-1503 ロイヤルガーデン城西公園
- 2 監査の事務を補助できる期間
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで